

平成27年12月8日 契約解除

不 動 産 使 用 貸 借 契 約 書

1 貸借物件

区 分	所 在 及 び 地 番	地 目	地 積
土 地	大津市日吉台一丁目14番6	宅地	1,962.75㎡

2 貸借期間 平成2年1月8日から用途廃止するまで

3 使用目的 大津市開設の公園及び多目的広場

借主 大津市（以下「甲」という。）と貸主 日吉台学区自治連合会（以下「乙」という。）は頭書の貸借物件（以下「貸借物件」という。）の使用貸借について、登記簿上の所有名義人である木原武雄、丸山昭男、中川賢一郎の三名を立会人として、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 乙は、その所有する貸借物件である日吉台汚水処理場跡用地を甲に無償で貸し付け、甲は、これを借り受けるものとする。

2 乙は、貸借物件を将来甲に寄付するように努力するものとする。

（貸借期間）

第2条 貸借期間は、頭書の貸借期間（以下「貸借期間」という。）のとおりとする。

(貸借物件の引渡し)

第3条 乙は、貸借期間の初日までに貸借物件を甲に引き渡さなければならない。

(使用目的)

第4条 甲は、貸借物件を頭書の使用目的(以下「使用目的」という。)に供しなければならない。



2 甲は、将来乙の住民の大多数から頭書の使用目的以外の公共施設の設置の要望がでてきた場合には、要望を尊重しつつ、甲、乙双方が協議し、設置することについて努力するものとする。

(貸借物件の保存)

第5条 甲は、貸借物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(転貸等の禁止)

第6条 甲は、貸借物件を転貸し、又はこの契約に基づく使用权を譲渡してはならない。



(定めのない事項)

第7条 前各条に定めのない事項については、民法(明治29年法律第89号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)その他関係法令に定めるところによるものとする。

(疑義の決定)

第8条 この契約に関して疑義が生じた場合は、甲、乙それぞれが協議のうえ定めるものとする。

(契約履行の原則)

第9条 甲、乙は、信義に従い誠実に、この契約を履行しなければならない。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。





平成2年1月8日

ければ

がでて

努力す

大津市御陵町3番1号

借主 甲 大津市

大津市長 山田 豊

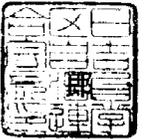


ない。



貸主 乙 日吉台学区自治連合会

会長 中川 賢



地方自

る。



立会人

大津市日吉台四丁目14番3号

木原 武雄

るもの

大津市日吉台三丁目34番12号

丸山 昭

大津市日吉台四丁目23番13号

中川 賢一 郎

通を保